

|                                                                                                                                                                            |       |                  |     |         |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|------------------|-----|---------|
| 意匠権                                                                                                                                                                        | 判決年月日 | 平成31年4月11日       | 担当部 | 知財高裁第4部 |
|                                                                                                                                                                            | 事件番号  | 平成30年(行ケ)第10152号 |     |         |
| ○ 電動歯ブラシの本体に係る意匠につき、全体の構成及びシャフト部の構成が、全体として、共通の美感を起こさせるのに対し、本願意匠では、本体把持部正面に動作制御用釦が縦に2つ配されているのに対して、引用意匠は、1つ配されるものとの相違点から受ける印象は、共通点から受ける印象を凌駕するものではなく、本願意匠は引用意匠と類似すると判断された事例。 |       |                  |     |         |

(事件類型) 審決(拒絶)取消 (結論) 請求棄却

(関連条文) 意匠法3条1項3号

(関連する権利番号等) 意願2016-501017号, 不服2017-18949号

### 判 決 要 旨

1 本件は、原告が出願した、意匠に係る物品を「Handle for electric toothbrush」とする本願意匠についての拒絶査定不服審判請求事件について、請求不成立とした審決に対する取消訴訟である。

原告は、取消事由として、本願意匠と引用意匠の類否判断に誤りがある旨主張した。

2 本判決は、概要、以下のとおり判示して、審決を維持した。

本願意匠と引用意匠の意匠に係る物品は、電動歯ブラシの本体(把持部)であり、主な需要者は、電動歯ブラシを使用する一般消費者である。そして、かかる需要者が、電動歯ブラシを使用するときは、通常、シャフト部にブラシヘッドを装着した電動歯ブラシの本体を手に取り、歯磨き粉を付けたブラシヘッドを口腔内に入れてから本体の動作制御釦を押して始動した後、本体を把持しながら、ブラシヘッドを歯に当てて歯磨きを行うことからすると、本体把持部の握りやすさや操作の容易さを重視し、本体把持部の全体形状に特に注目をするものと認められる。

両意匠は、全体の構成(共通点1)及びシャフト部の構成(共通点2)が共通するところ、共通点1は、底面に対して僅かに正面側に偏心した本体把持部の全体形状に係るものであって、本体把持部の握りやすさ及び操作の容易性に及ぼす影響が大きいこと、共通点2は、本体把持部の偏心にそって正面側に僅かに傾倒したシャフト部の形状に係るものであって、本体把持部の偏心した形状と相まって歯に当たるブラシヘッドの角度に影響を及ぼすことに照らすと、共通点1及び共通点2は、これを見る需要者に対し、全体として、共通の美感を起こさせるものと認められる。

両意匠は、相違点1(本願意匠は、本体把持部の正面に上端より全長約3分の1の箇所と、約2分の1の箇所に僅かに凹部をなす略円状の電動歯ブラシ動作制御用釦が縦に2つ配されているのに対して、引用意匠は、上端より全長約3分の1の箇所に1つ配されるものとなって

いる点)等において相違するが、相違点から受ける印象は、共通点から受ける印象を凌駕するものではない。本願意匠と引用意匠は、需要者の視覚を通じて起こさせる全体的な美感を共通にしているものと認められ、本願意匠は、引用意匠に類似する。